

## 重要事項説明書

# 和楽苑デイサービスセンター

認知症対応型通所介護サービス・介護予防認知症対応型通所介護サービス

(令和6年10月21日現在)

### 1、事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

- ① 事業所名：和楽苑デイサービスセンター
- ② 法人名：医療法人 信和会
- ③ 区分：認知症対応型通所介護
  - ・ 介護保険事業所番号：4491100105
  - ・ 開設年月日：平成24年12月1日
  - ・ 所在地：大分県宇佐市大字出光187番地
  - ・ 電話番号：0978-37-2218
  - ・ FAX 番号：0978-37-2218
  - ・ 管理者：小松 憲一

### 2、和楽苑デイサービスの目的と運営方針

#### (1) サービスの目的と運営方針

当事業所は、要介護状態・要支援状態と認定された利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

#### (2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1	従業者の管理、指導等
生活相談員	1	2	相談、苦情受付等
介護職員	3	1	介護及び世話、支援等
看護職員		1	看護及び医師の指示による医療行為等（機能訓練員を兼ねる）
機能訓練指導員		1	機能訓練等（看護職員を兼ねる）
技能実習生	1		外国人介護職員

#### (3) 営業日および営業時間

【営業日】月曜から土曜日（祝日を含める）

【休業日】日曜日および1月1日～1月3日

【営業時間】午前8時から午後5時まで

【基本サービス提供時間】 午前9時から午後3時30分まで

(4) 定員

12人

3、ご利用にあたって

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込にあたり、ご利用者様の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 当事業所の概要

当事業所は、要介護状態の家族等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス・支援計画に基づき、事業所をご利用いただき、機能訓練その他日常生活上必要な支援を行い、可能な限り居宅において日常生活を営むことができることおよび家族の負担軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる看護、介護職員その他専ら介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたる従業者の協議によって、介護予防認知症対応型通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(ご家族様)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

4、サービス内容

- ① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症通所介護計画の立案
- ② 食事 昼食 11時30分～
- ③ 入浴(利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合や利用時間帯によっては入浴出来ない場合があります)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 自立支援
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 居宅および事業所間の送迎
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 特別な食事の提供(ご希望されない場合はお申し出下さい。)
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5、利用料金

※1割負担の場合

(1) 基本料金(法定代理受領サービス)

通所利用料(要介護認定等による要介護・要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日または1回あたりの金額です。)

項目	利用者負担額
認知症対応型通所介護費 I (ii) 併設	
2 時間以上 3 時間未満 全要介護度	所定単位数の 63%
3 時間以上 4 時間未満 要介護 1	491 円
要介護 2	541 円
要介護 3	589 円
要介護 4	639 円
要介護 5	688 円
4 時間以上 5 時間未満 要介護 1	515 円
要介護 2	566 円
要介護 3	618 円
要介護 4	669 円
要介護 5	720 円
5 時間以上 6 時間未満 要介護 1	771 円
要介護 2	854 円
要介護 3	936 円
要介護 4	1,016 円
要介護 5	1,099 円
6 時間以上 7 時間未満 要介護 1	790 円
要介護 2	876 円
要介護 3	960 円
要介護 4	1,042 円
要介護 5	1,127 円

項目	利用者負担額
介護予防認知症対応型通所介護費 I (ii) 併設	
2 時間以上 3 時間未満 全要支援	所定単位数の 63%
3 時間以上 4 時間未満 要支援 1	429
要支援 2	476
4 時間以上 5 時間未満 要支援 1	449
要支援 2	498

5 時間以上 6 時間未満	
要支援 1	6 6 7
要支援 2	7 4 3
6 時間以上 7 時間未満	
要支援 1	6 8 4
要支援 2	7 6 2

加算	
・入浴介助加算(Ⅰ)	4 0 円
・個別機能訓練加算(Ⅰ)	2 7 円
・個別機能訓練加算(Ⅱ)	2 0 円 (月額)
・科学的介護推進体制加算	4 0 円 (月額)
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ) 2 2 円 (Ⅱ) 1 8 円 (Ⅲ) 6 円
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	(Ⅰ) 1 8. 1 % (Ⅱ) 1 7. 4 % (Ⅲ) 1 5. 0 % (Ⅳ) 1 2. 2 %
・同一建物減算 ※ (住宅型有料老人ホーム 和楽苑入居の方のみ)	- 9 4 円
事業所が送迎を行わない場合	- 4 7 円 (片道)

(注)

・入浴介助加算(Ⅰ)

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

入浴介助に関わる職員に対し、入浴に関する研修等を行う。

・個別機能訓練加算(Ⅰ)

機能訓練指導員その他の職員が共同で、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。

・個別機能訓練加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている。

・科学的介護推進体制加算

利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。

必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。

・サービス提供体制強化加算

介護福祉士有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算

・介護職員処遇改善加算, 介護職員等特定処遇改善加算, 介護職員ベースアップ等支援加算  
介護職員への処遇体制の基準を満たした事業所に対する報酬。

(2) その他の料金(法定代理受領サービスに該当しないもの)

食費 560円

- ・作業リハビリ作品材料費—実費  
希望により、作業リハビリで使用した材料にかかる費用です。
- ・その他必要な費用—実費

### (3) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を指定する先に送付しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座引落とし（郵便局）、指定口座振り込み、窓口現金支払いの3方法がありますので、利用申込時にお申し出下さい。なお、申し出た支払方法は、いつでも変更することが可能です。ただし、現金の取り扱いは受付窓口にて行います。

## 6、緊急時の対応

事業所では、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要な措置を講じた上、速やかに利用者および代理人が指定した者、居宅介護支援専門員に連絡するとともに、管理者に報告します。

緊急時の連絡先…緊急の場合には、「連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 7、サービス利用にあたっての留意事項

○食事…サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただきます。

○飲酒・喫煙…飲酒はお断りいたします。施設内は全面禁煙となります。

○火気の取扱い…火気取扱い禁止となります。

○設備、備品の利用…本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償いただく場合があります。

○金銭、貴重品の管理…盗難等については、当施設では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないで下さい。

○宗教活動…他の利用者への執拗な宗教活動はご遠慮ください。

○ペットの持込…ペットの持ち込みはお断りいたします。

○その他…ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。また、入院などにより長期のお休みとなった場合、週間サービス計画の変更など調整をさせて頂くこともあります。

## 8、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者：小松 憲一

(2) 虐待防止のための対策を教育委員会にて定期的で開催し、その結果について従業者に

周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9、身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10、事故発生時の対応

当事業所の提供により事故（転倒・転落等による骨折等）が発生した場合は、必要な措置を講じた上、速やかに利用者および代理人に連絡します。また、事故の発生または再発を防止するため、指針を整備し、介護事故に対する安全管理体制を確保するように努めます。

## 11、非常災害対策

①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者） 管理者：小松 憲一

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 7月・12月）

④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 12、衛生管理等

(1) 事業所内の、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する医療安全感染対策委員会（身体拘束・褥瘡）を毎月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 3、業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 4、地域との連携について

①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

②サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。

③運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

### 1 5、暴力団の排除

宇佐市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない事とする。

### 1 6、禁止事項

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- (4) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。

#### 17、要望および苦情等の相談

事業所に対する要望または苦情等については、担当者または生活相談員にお気軽にご相談いただくか、備え付けられた「意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

【担当者】生活相談員	西村 麻里 / 大森 寛之
【受付時間】月曜日から土曜日	午前8時から午後5時まで 時間外は和楽苑にて対応させていただきます。
【電話番号】0978-37-2218	【ダイ直通】080-4954-9390
【Fax】0978-37-2218	

【宇佐市町村の窓口】介護保険課	0978-32-1111
【大分県の窓口】大分県庁 高齢者福祉課	097-536-1111(代表)
【国民健康保険団体連合会】	097-534-8475

#### 18、その他

事業所についての詳細は、パンフレットを用意してあります。